



## 暮らしに役立つ！市公式LINE

市公式LINEはリニューアルしてから1年。10万人以上の皆さんに活用いただいています。ぜひ友だち登録してください。

友だち登録していない人は…

LINEアプリをインストールのうえ、下記QRコードから友だち登録できます！



受信設定をすると、欲しい情報が届くようになるにゃ～  
設定するのは3つ！①生まれた年月、②お住まいの地区、③欲しい情報。  
設定後も、メニュー右下の「受信設定」から、いつでも変更できるにゃ♪

シティプロモーションキャラクター さまにゃん▶

使い方が分からない人は…

LINEアプリのインストール方法や、市公式LINEの便利な使い方をお伝えするため、出前講座を行います。お友達や、団体でぜひご利用ください。詳しくはシティプロモーション課へ

問合せ

シティプロモーション課  
☎(55)2736 ☎(51)1456  
Eso-citypro@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはこちら



## 軽自動車やバイクを所有する皆さんへ 手続は3月末まで！

軽自動車やバイクの税金は、4月1日に所有している人に課されます。皆さんはきちんと手続していますか？

課税は4月1日が基準日です

軽自動車税の種別割は、毎年4月1日に軽四輪（軽三輪）や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。廃車や名義変更の手続が4月1日を過ぎると、1年間の税金を支払うこととなります。変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。

※納税通知書の送付は5月上旬で、今年の納期限は5月31日（水）です。  
※軽自動車税は、県税である自動車税と異なり、月割課税、月割還付の制度はありません。

こんなときは手続を！

次のような変更をしたときなどは、法律により申告が義務づけられています。人から譲ってもらった・人に譲った／所有者が市外へ引っ越す／所有者が亡くなった／盗難に遭った／解体処理業者などに解体を依頼した

※所定の手続をしないと、いつまでも課税されるので注意してください。

！ご注意ください！

●軽自動車・バイクを使用している事業所などの皆さんへ  
市内の事業所などで使用する軽自動車やバイクは、車検証などの定置場を市内にする必要があります。また、原動機付自転車などは富士市のナンバープレートを取得しなければなりません。



●減免申請 ※要件を満たす人が対象。  
軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要です。今年の申請期間は、納税通知書到着から5月31日（水）まで。

●フォークリフトや農耕用トラクターなどの所有者の皆さんへ  
道路を走行しないフォークリフトや農耕用トラクターなどもナンバープレートを取り付ける義務があります。まだ取得していない人は、市民税課で手続をしてください。

※市民税課でのナンバープレートの発行は、道路を走行することを許可するものではありません。

問合せ

市民税課（市役所3階）  
☎(55)2735 ☎(53)0974  
Esiminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはこちら